

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成26年11月14日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 奥州市
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ショッピングセンター 奥州市江刺区豊田町二丁目1番9ほか
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成26年11月15日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成26年10月20日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所